

住民監査請求に係る監査の結果について

第1 監査の請求

1 請求の受付

平成25年1月31日に地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定に基づく兵庫県職員措置請求書（以下「請求書」という。）が、Aから提出された。

2 請求の概要

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）に基づき、本件措置請求の要旨を、おおむね次のとおりと解した。

(1) 請求の要旨

ア 請求理由

(ア) 請求事項1

県立伊川谷高等学校（以下「伊川谷高校」という。）の校長は、職員会議の途中で勤務時間の延長を命じ、勤務時間の割振り変更を行っている。これは法令等に違反した根拠のない回復措置であり、この措置に係る教員は給与を削減する必要がある。

(イ) 請求事項2

伊川谷高校が平成23年度に購入した図書について、図書台帳どおりの管理が行われているか確認したところ、数冊しか確認できなかった。これは、当該図書について不正経理が行われているものである。

上記(ア)及び(イ)は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）等に違反する違法又は不当な公金の支出である。

イ 求める措置の内容

上記アの事実によって、県が被った損害を補填するために必要な措置を講じることを求める。

(2) 事実証明書

本件措置請求の要旨に係る事実証明書として、別記の文書が提出された。

3 請求の受理

本件措置請求について、自治法第242条所定の要件を具備していると認め、平成25年1月31日（請求書提出日）付けで受理した。

第2 証拠の提出及び陳述

1 請求人の陳述

平成25年3月4日に請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ（自治法第242条第6項）、請求人からおおむね次のとおり陳述があった。

勤務時間の割振り変更は、政令、条例、教育委員会規則に違反している。

教育委員会は職員会議について、勤務時間の割振り変更をしてもいいと言い、その法的根拠を教育委員会の通知だと主張しているが、これは条例等に従わず、独自にやっているということになる。

今回の職員会議のように勤務時間外に及ぶ場合は、政令、条例、教育委員会規則に従い、時間外勤務を命じるべきだというのが、法令の趣旨である。結局は、残業手当の二重取りをしているということである。

伊川谷高校の図書は、請求書もないし、現物もない。

2 執行機関の陳述の要旨

平成25年3月4日に教育委員会事務局及び伊川谷高校の陳述を実施したところ(自治法第242条第7項)、おおむね次のとおり陳述があった。

(1) 請求事項 1

ア 公立学校の教員については、給特法(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)をいう。以下同じ。)第3条の規定により、教職調整額が支給される一方、時間外勤務手当が支給されないこととなっている。さらに、政令(公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令(平成15年政令第484号)をいう。以下同じ。)により、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務を命じないものとしている。

これらの法令を受け、県では、勤務時間条例(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年兵庫県条例第43号)をいう。以下同じ。)において、教員について、原則として時間外勤務は命じないとされ、時間外勤務を命ずる場合は、政令で定める基準に従い、教育委員会規則で定める場合であって、臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとしている。さらにこれを受け、教育委員会規則(義務教育諸学校等の職員に対し時間外勤務を命ずる場合を定める規則(昭和46年兵庫県教育委員会規則第19号)をいう。以下同じ。)において、次の4項目の業務(以下「限定4項目の業務」という。)に従事する場合を、教員に時間外勤務を命ずる場合として定めている。

(ア) 校外実習その他生徒の実習に関する業務

(イ) 修学旅行その他学校の行事に関する業務

(ウ) 職員会議(設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。)に関する業務

(エ) 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

イ これらの規定に基づき、県では次のように勤務時間の割振り変更が行えるようにしている。

勤務時間の割振り変更は、労働基準法(昭和22年法律第49号)第32条の2に規定する1箇月単位の変形労働時間制を適用し、勤務時間条例第5条第1項及び要領(県立学校教育職員の完全週休2日制実施要領(平成14年教教第3号)をいう。以下同じ。)に基づき、校長は公務の運営上の事情を考慮した上で、4週間の総勤務時間の範囲内において、あらかじめ定めた正規の勤務時間を臨時に割振り変更することができるとしている。また、勤務時間の割振り変更は、限定4項目の業務及び各種会議、生徒指導業務等、学校運営上校長がどうしても命じざるを得ないと判断される業務を対象としている。

ウ 伊川谷高校の勤務時間の割振り変更の取扱いについては、要領に従って実施したものであり、何ら問題がない。職員会議等の会議は、勤務時間の割振り変更の対象業務であり、教育委員会の通知に示されている学校運営上必要な業務である。職員会議等の会議は1時間程度で終了する予定であったが、会議内容により時間を要し、会議を途中で中止し他の日に再開することが非効率であったため、当日の勤務時間を延長し、勤務時間終了前にあらかじめ割振り変更を教員に命じたものである。勤務時間を短縮する日については、職員会議は、全教員が原則対象であるので、中間考査や終業式の日で短縮することとしたものである。校務運営上支障のないよう、計画的にあらかじめ変更を命じたものであり、適切な勤務時間の割振り変更を行ったものである。

以上のとおり、本件勤務時間の割振り変更は、時間外勤務を命じながら、その勤務時間分を短縮するいわゆる回復措置として行ったものではなく、法令等に従い適正に実施したものと考えている。

(2) 請求事項 2

図書の取扱いについては、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）第 4 条第 5 号により、図書の取得、管理に係る事務については、学校において執行されている。

図書については、教職員が授業、部活動のために使用するもののほか、学習に役立つものやこれからの人間形成を図るために必要な知識が得られるものなど、生徒に読ませたい図書を選定し、購入している。

伊川谷高校が平成 23 年度に購入した図書については、合計 76 冊を購入し、納品を受け、平成 24 年 1 月 26 日に合計 116,051 円の支払をしている。また、これらの図書全 76 冊があることを確認している。

第 3 監査の対象

1 監査の対象とした事項

請求書及び事実証明書に基づき、請求事項 1 に係る支出を監査の対象事項とした。

2 監査の対象としなかった事項及びその理由

住民監査請求は、正当な理由がある場合を除き、財務会計上の行為があった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これをすることができないものとされている（自治法第 242 条第 2 項）。

しかし、請求事項 2 に係る支出について、本件措置請求が行われた日（平成 25 年 1 月 31 日）は支出のあった日（平成 24 年 1 月 26 日）から 1 年以上経過しており、かつ、このことについて正当な理由があるとは認められないため、監査の対象事項としなかった。

第 4 監査の結果

本件措置請求について、監査の結果を合議により次のとおり決定した。

本件措置請求については、理由のないものと判断する。

以下、請求書、事実証明書、請求人の陳述、教育委員会事務局及び伊川谷高校の陳述、伊川谷高校に対する実地調査（平成 25 年 2 月 20 日実施）により認定した事実並びにそれに対する判断について述べる。

1 認定した事実

(1) 勤務時間の割振り変更は、次の規定を踏まえて実施されている。

ア 給特法及び政令

給特法は、教員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合について、政令で定める基準に従い条例で定める場合に限るものとしている（給特法第 6 条第 1 項）。

これを受け、政令では、教員に対して正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務を命じないもの（政令本則第 1 号）とし、時間外勤務を命ずる場合を限定 4 項目の業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限ること（政令本則

第2号)としている。

イ 勤務時間条例等

勤務時間条例は、任命権者が公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員について、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができるとしている(勤務時間条例第5条第1項)。

また、勤務時間条例及び教育委員会規則は、給特法の規定を受けて、教員に対して原則として時間外勤務を命じないものとし(勤務時間条例第11条第1項)、時間外勤務を命ずる場合を上記アの政令の基準に従い、限定4項目の業務に従事する場合であって臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとしている(同条第2項及び教育委員会規則本則)。

ウ 要領及び通知等

教育委員会は、上記イの勤務時間条例第5条第1項の規定を受けて定めた要領により、校長を勤務時間の割振り権者とし、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要があるとき、4週間の総勤務時間の範囲内で、校長があらかじめ本人に明示することにより、勤務時間の割振り変更をすることができることとしている。

教育委員会は、要領を踏まえた県立学校長あての通知等により、勤務時間の割振り変更に係る運用方法等を示しており、対象業務については、限定4項目の業務に加え、学年会議、校務運営委員会その他各種委員会、生徒指導活動等を例示している。

- (2) 伊川谷高校の校長は、請求書及び事実証明書に記載された2名の教員(以下「対象教員」という。)が次の各業務に従事した勤務時間について、勤務時間の割振変更簿により勤務時間の割振り変更を行っていた。

ア 平成24年4月25日 学力向上委員会

イ 平成24年10月10日 職員会議

ウ 平成24年12月19日 職員会議

なお、これらの勤務時間の割振り変更の対象となった業務は、いずれも上記(1)ウの通知等において勤務時間の割振り変更ができる業務とされている。

- (3) 対象教員の給与は、減額せずに、全額支給されていた。

2 判断

- (1) 請求人は、伊川谷高校の校長が職員会議の途中で勤務時間の延長を命じ、勤務時間の割振り変更を行っていることが、法令等に違反した根拠のない回復措置であると主張している。
- (2) しかし、勤務時間の割振り変更は、上記1(1)イ及びウのとおり、勤務時間条例第5条第1項で任命権者が別に定めることができるとされた事項について、教育委員会が要領を定め、要領を踏まえた通知等により具体的な運用方法を校長等に示し、これらに基づき実施されるものであることから、法令上の根拠を有しているものと認められる。
- (3) 本件勤務時間の延長は上記1(2)のとおり、その権限を有する者である校長により勤務時間の割振り変更として行われたものと認められることから、請求人が主張するような法令等に違反した根拠のない回復措置とは認められない。
- (4) これらのことから、対象教員について職務専念義務違反が生じるような点はなく、給与の支出が違法又は不当であったとは認められない。

以上のとおり、県が被った損害を補填するために必要な措置を講じることを求める、とする本件措置請求は、理由がないものと判断する。

(別記)

1 請求事項 1 関係

- (1) 対応記録(請求人作成)
- (2) 勤務時間の割振変更簿(伊川谷高校に係るもの)
- (3) 政令、勤務時間条例、教育委員会規則及び県教委通知(関係部分のみ)

2 請求事項 2 関係

- (1) 「平成 23 年度図書台帳」と題する書面
- (2) 「御請求書」と題する書面
- (3) 平成 23 年度教員用図書に係る各県立学校の購入実績と在庫状況に関する公文書の一覧資料